・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）（上記の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）
・民間企業

(ｲ)　対象設備は次の①から⑮のいずれか１つの設備とする。
①　多重無線設備
②　端局設備
③　遠方監視設備
④　交換設備
⑤　長距離（30㎞以上）用光伝送設備
⑥　移動体通信設備
⑦　模写伝送装置
⑧　衛星通信設備
⑨　ネットワーク設備
⑩　高圧受変電設備
⑪　非常用発電設備（10kW以上）
⑫　防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
⑬　道路情報表示設備
⑭　ＣＣＴＶ設備（屋外用のカメラ装置及びカメラ映像を監視操作する設備）
⑮　ダム（又は堰）放流制御設備

(9)　本業務の配置予定管理技術者は、申請書及び資料等の提出期限の時点で次の①から⑨のいずれか一つの条件及び、契約締結時点で⑩から⑫の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか一つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

②　学校教育法による高等学校、中等教育学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

③　上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者であること。

④　第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者であること。

⑤　第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者であること。

⑥　第二種電気工事士の資格を有し、業務経験が３年以上ある者であること。

⑦　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者であること。

⑧　一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者であること。

⑨　第一種電気工事士の資格を有する者であること。

⑩　通常の勤務時間において４時間以内に履行場所（阿賀川河川事務所及び大川ダム管理支所）に到着できる場所が主たる勤務地であること。

⑪　配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ４件以下であること（本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a)　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。

(b)　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

(c)　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

⑫　配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒965―8567 福島県会津若松市表町２番70号　国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所総務課　澤田　　宏　電話0242―26―6441

(2)　入札説明書の交付場所及び交付方法

①　交付場所　(1)の問い合わせ先に同じ。

②　交付方法　手渡し又は郵送による。郵送による場合は、別途郵送料を必要とする。

(3)　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

①　電子調達システム
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

②　問い合わせ先　(1)の問い合わせ先に同じ。

(4)　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の提出期限及び紙入札方式による証明書等の提出期限　平成30年１月31日13時00分

(5)　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の提出期限　平成30年２月26日17時00分

(6)　開札の日時及び場所　平成30年２月27日10時00分　国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所総務課

4　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除

(3)　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の実績証明データ等を作成し、上記３(4)に示す提出期限までにこれを上記３(3)に示すＵＲＬに電子調達システムを利用し、提出しなければな

②　紙入札方式により参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の実績証明書を作成し、これを必要な証明書等とともに上記３(4)に示す提出期限までに上記３(1)に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、それに応じなければならない。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札は無効とする。

(5)　契約書作成の要否　要

(6)　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。